○総務省告示第四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の固定資産税から適用する。ただし、この告示による改正後の平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）第二号3（18）及び第二号6（6）は、平成二十六年度分の固定資産税から適用する。

平成二十七年一月十四日

総務大臣　山本　早苗

第一号1中

「（　73）　土佐電力鉄道株式会社　高知県知事　」を

「（　73）　とさでん交通株式会社　高知県知事　」に

改める。

第一号2中

「（　3）　北海道ガス株式会社　同　」を

「（　3）　北海道瓦斯株式会社　同　」に、

「（　23）　長野都市ガス株式会社　長野県知事　」を

「（　23）　長野都市ガス株式会社　長野県知事

（　23）の2　静浜パイプライン株式会社（静岡県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　静岡県知事　」に

改める。

第一号3中

「（　3）　ほくでんエコエナジー株式会社（久保内発電所に係るものに限る。）　同　」を

「（　3）　ほくでんエコエナジー株式会社（久保内発電所に係るものに限る。）　同

（　3）の2　株式会社ジェイウインド（上ノ国ウインドファームに係るものに限る。）　同　」に

改める。

第一号5中

「（　16）　株式会社アイティービー（三重県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　同　」を

「（　16）　株式会社ＺＴＶ（三重県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　同　」に、

「（　38）　株式会社ＪＣＮくまもと（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　熊本県知事　」を

「（　38）　株式会社ジェイコムくまもと（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　熊本県知事　」に

改める。

第一号7中

「（　6）　同（室生ダム及び布目ダムに係るものに限る。）　奈良県知事　」を

「（　6）　同（布目ダムに係るものに限る。）　奈良県知事　」に

改める。

第一号11中

「（　4）　オエノンホールディングス株式会社（苫小牧工場のうち北海道内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　同

（　4）の2　株式会社八戸テレビ放送（青森県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　青森県知事

（　4）の3　東日本旅客鉄道株式会社（一般乗合旅客自動車運送事業に係る設備のうち岩手県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　岩手県知事　」を

「（　4）　オエノンホールディングス株式会社（苫小牧工場のうち北海道内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　同

（　4）の2　日信工業株式会社（北海道内の二以上の市町村にわたって所在する四輪車用ブレーキ製品の製品開発用テストコースに係るものに限る。）　同

（　4）の3　株式会社八戸テレビ放送（青森県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　青森県知事　に、

（　4）の4　東日本旅客鉄道株式会社（一般乗合旅客自動車運送事業に係る設備のうち岩手県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　岩手県知事　」

「（　15）　株式会社ＪＣＮ埼玉（埼玉県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」を

「（　15）　株式会社ジェイコム川口戸田（埼玉県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」に、

「（　23）　株式会社ＪＣＮコアラ**葛**飾（千葉県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」を

「（　23）　株式会社ジェイコム東**葛葛**飾（千葉県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」に、

「（　29）　株式会社ＪＣＮ武蔵野三鷹（東京都内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」を

「（　29）　株式会社ジェイコム武蔵野三鷹（東京都内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」に、

「（　32）　株式会社ＪＣＮ小田原（神奈川県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」を

「（　32）　株式会社ジェイコム小田原（神奈川県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」に、

「（　74）　株式会社アイティービー（三重県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」を

「（　74）　株式会社ＺＴＶ（三重県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」に、

「（113）　株式会社ＪＣＮくまもと（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　熊本県知事　」を

「（113）　株式会社ジェイコムくまもと（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　熊本県知事　」に

改める。

第二号3中

「（　17）　東日本旅客鉄道株式会社（千手発電所、小千谷発電所及び川崎発電所の送電線路に係る設備に限る。）　」を

「（　17）　東日本旅客鉄道株式会社（千手発電所、小千谷発電所及び川崎発電所の送電線路に係る設備に限る。）　に

（　18）　株式会社希望商事（太陽光発電設備に係るものに限る。）　」

改める。

第二号6中

「（　5）　東北天然ガス株式会社（山形天然ガスパイプラインに係るものに限る。）　」を

「（　5）　東北天然ガス株式会社（山形天然ガスパイプラインに係るものに限る。）

（　6）　東邦瓦斯株式会社（伊勢湾横断ガスパイプラインに係るものに限る。）　」に

改める。

第二号8中

「（　24）　株式会社ＪＣＮ大田ケーブルネットワーク（二以上の道府県にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　」を

「（　24）　株式会社ジェイコム大田（二以上の道府県にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　」に、

「（　32）　株式会社ＪＣＮ関東（テレビ共聴施設のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）　」を

「（　32）　株式会社ジェイコム北関東（テレビ共聴施設のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）　」に

改める。